

## ○減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和四十年三月三十一日)

(大蔵省令第十五号)

番号	設備の種類	細目	耐用年数
			年
1	食料品製造業用設備		一〇
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		一〇
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	三 七
		その他の設備	七
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		八
5	家具又は装備品製造業用設備		一一
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		一二
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	四 七 三 一〇
		その他の設備	一〇
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 四 五 五 五 五 八
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		七
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		八
11	ゴム製品製造業用設備		九
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		九
13	窯業又は土石製品製造業用設備		九
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄	五

	粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	九
	その他の設備	一四
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備
		その他の設備
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備
		その他の設備
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一二
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二一号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備
		その他の設備
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのもんであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備
		プリント配線基板製造設備
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備
		その他の設備
21	電気機械器具製造業用設備	七
22	情報通信機械器具製造業用設備	八
23	輸送用機械器具製造業用設備	九
24	その他の製造業用設備	九
25	農業用設備	七
26	林業用設備	五
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	五
28	水産養殖業用設備	五
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備
		坑井設備
		掘さく設備
		その他の設備

		その他の設備	六
3 0	総合工事業用設備		六
3 1	電気業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	二二 二〇 一五 一五 一五 一五 一八 二二 一五 一七 八
3 2	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一〇 二二 一三 一三 一五 一七 八
3 3	熱供給業用設備		一七
3 4	水道業用設備		一八
3 5	通信業用設備		九
3 6	放送業用設備		六
3 7	映像、音声又は文字情報制作業用設備		八
3 8	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	五 一二
3 9	道路貨物運送業用設備		一二
4 0	倉庫業用設備		一二
4 1	運輸に附帯するサービス業用設備		一〇
4 2	飲食料品卸売業用設備		一〇
4 3	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	一三 八
4 4	飲食料品小売業用設備		九
4 5	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備	八 八

		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
4 6	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	八
		その他の設備	一四
4 7	宿泊業用設備		一〇
4 8	飲食店業用設備		八
4 9	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		一三
5 0	その他の生活関連サービス業用設備		六
5 1	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	一一
		遊園地用設備	七
		ボウリング場用設備	一三
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
5 2	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	五
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
5 3	自動車整備業用設備		一五
5 4	その他のサービス業用設備		一二
5 5	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	一〇
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
		その他の設備	
		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八